

不妊治療費と不育症医療費の助成

【問合せ】保健課 ☎773・6811

不妊治療費の助成

市では特定不妊治療（体外受精と顕微授精）と人工授精の治療を受けた人を対象に、不妊治療費を助成しています。

対（次のすべてに該当）

- ・不妊治療でなければ、妊娠の見込みがないか、極めて少ないと医師に診断された
- ・治療期間と申請日に夫婦のいずれかの住所が市内にある
- ・妻の年齢が、1回目の治療開始日に満43歳未満

対象となる治療 夫婦間で行われる保険診療適用外の治療
※凍結された受精胚などの保存料、文書料などは対象外

助成内容

①特定不妊治療

1回の治療で上限13万円。通算6回まで。（今まで受けた助成回数を含む。年間回数制限なし）

県の助成と市の助成を併せて受けることができます。市の助成対象額は、治療費総額から県の助成額を控除した額で算定します。

※県の助成あり（所得額などの制限があり）

②人工授精

1年度1回で、申請1回につき上限3万円。通算2回まで。

※県の助成はありません

必要書類

- ・不妊治療費助成事業申請書
- ・不妊治療費助成事業受診等証明書

※県に助成の申請をする人は、県に申請した証明書の写しで申請できます（市に申請するための新たな証明書の作成は不要）

- ・医療機関発行の領収書・診療明細書原本

不育症医療費の助成

不育症治療を受けた人を対象に、医療費を助成します。

※不育症は、妊娠しても、流産、死産を繰り返す状態をいいます

対（次のすべてに該当）

- ・県内の医療機関で不育症と診断され、治療が必要と認められた
- ・治療期間と申請日に、夫婦のいずれかの住所が市内にある
- ・妻の年齢が1回目の治療開始日に満43歳未満

対象となる医療費

医療機関で受けた保険診療適用外の検査費と治療費（入院時の差額ベッド代、食事代、文書料は対象外）

助成内容

1回の治療で上限10万円。助成回数に制限はありません。

※県の助成あり

必要書類

- ・不育症医療費助成事業申請書
- ・不育症医療費受診等証明書
- ・医療機関発行の領収書・診療明細書原本

申請期限

治療が終了した日の属する月末から6か月以内

共通事項

申請方法 治療終了後、必要書類を保健課に提出してください。不妊治療の助成申請は、大和・塩沢市民センターでも受け付けます。（申請書は、保健課、大和・塩沢市民センターまで。市ウェブサイトからダウンロード可）

※県の助成について詳しくは、南魚沼地域振興局 健康福祉環境部 地域保健課（☎772・8137）にお問い合わせください

新潟県不妊専門相談センター

新潟県不妊専門相談センターでは、不妊や不育症などに悩む人の個別相談に応じています。気軽にご利用ください。

面接相談・電話相談

会新潟大学医歯学総合病院 産科婦人科〔新潟市中央区旭町通〕

日毎週火曜日 午後3時～5時（要予約）

問・予約 新潟大学医学部 産科婦人科 学教室

☎025・225・2184

（月～金曜日 10:00～16:00）

費無料

メール相談 sodan@med.niigata-u.ac.jp